

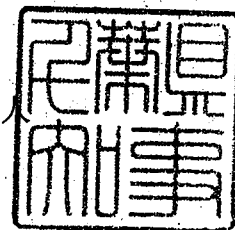
## 県営土地改良事業変更計画の概要等の公告

このたび、勝浦市の一部を受益地域とする県営大楠地区土地改良事業（区画整理）計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨公告します。

なお、この事業の変更後の地区となるべき地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者でその農用地又は土地につきこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和6年9月11日までに勝浦市農業委員会に申し出てください。

令和6年8月30日

千葉県知事 熊谷 俊



### 記

- 1 県営大楠地区土地改良事業（区画整理）変更計画の概要
- 2 当該土地改良施設に係る予定管理方法等
- 3 当該土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面
- 4 当該土地改良事業の事業費の負担区分の予定を記載した書面
- 5 土地改良法第91条の規定による分担金等の納入方法及び負担基準の予定を記載した書面
- 6 特別徴収金に関する事項を記載した書面

# 県営大楠地区土地改良事業

(区画整理)

## 計 画 概 要 書

県 名 千 葉 県  
地 区 名 大 楠 地 区  
所 在 地 勝 浦 市

## 目

## 次

1. 県営大楠地区土地改良事業(区画整理)計画の概要
2. 当該土地改良施設の予定管理方法等
3. 当該土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面
4. 当該土地改良事業の事業費の負担区分の予定を記載した書面
5. 土地改良法第91条の規定による分担金等の納入方法及び負担基準の予定を記載した書面
6. 特別徴収金に関する事項を記載した書面

# 1. 県営大楠地区土地改良事業（区画整理）計画の概要

## 目 次

1. 目 的	-----	1
2. 地区の所在及び現況	-----	1
3. 基本計画	-----	2
4. 工事の要領	-----	4
5. 換地計画の要領	-----	5
6. 費用の概算	-----	6
7. 効 用	-----	7
8. 他の事業との関連	-----	7
9. 計画概要図	-----	8

## 1. 目的

本事業は、県営大楠地区土地改良事業である。

本事業により区画整理工事及び暗渠排水工事を行い、乾田化による汎用化耕地を造成することにより、高性能大型機械の導入と合理的な管理を可能とし、農作業の省力化及び農用地の集団化、協業化による経営規模の拡大を目指すと共に農家所得の向上を図る。

また、新しい食料、農業・農村対策に対処し、食料の安定的供給及び農業生産活動を通じた国土保全、農村都市との補完を可能にし、農業経営の安定合理化に資することを目的とする。

## 2. 地区の所在地及び現況

### (1) 所在地及び範囲

#### ア. 所在地

千葉県勝浦市大楠地先

#### イ. 範囲

方位	表 示
東 限	幹線2号排水路右岸、講中・部田揚水機場用水受益地まで
西 限	二級河川夷隅川左岸、向小羽戸揚水機場用水受益地まで
南 限	幹線2号排水路上流域、講中揚水機場用水受益地まで
北 限	二級河川夷隅川右岸、部田揚水機場まで

### (2) 現況

#### ア. 地形

本地区は、勝浦市の北部に位置し、二級河川夷隅川の両岸に展開する中山間地域内の中でも比較的平坦な水田地帯で、標高TP+60.8～84.0m、勾配 1/100 程度である。

土壌は強グライ土壌を主体とする湿田土壌で、基層は壤質土である。

#### イ. 気象

本地区の年間平均降水量は 2,007mm で、年平均気温は16.9 度である。

#### ウ. 水利状況

本計画地区の用水源は、勝浦ダム、二級河川夷隅川とため池（熊野、金平、後の上等）がある。勝浦ダムからの用水については、地区内の用水施設が未整備であることから、分水施設から導水されていない状況である。そのため、用水は「ため池」および「天水」に依存しながら、不足分を「二級河川夷隅川」に小型ポンプを設けて取水している。

地区内の水路は用排兼用水路であるため、用水の適正配分、湛水排除のための排水処理等に苦慮している状況である。

#### エ. 営農状況

本地区は、一部の区域で従前区画整理が行われているが10a区画で狭く集約されていないため、大型機械の導入ができず、営農効率の悪い状況となっている。稲作主体の単作地帯であるが、本事業により農地の集約化・乾田化・大型機械導入・汎用耕地化等を図り、農業所得の向上、農業経営の合理化を目指すものである。

## (3) 施行に係る地域の地積

(単位：ha)

	農用地	道水路等 施設用地	非農用地			計
			令第1条の9 の( )書き の土地	農用地利用 計画地	その他の 非農用地	
変更前	51.0 (45.4)	4.6 (4.6)	—	(1.2)	0.3 (4.9)	55.9 (56.1)
変更後	48.8 (43.7)	4.6 (4.6)	—	(0.8)	0.3 (0.3)	54.5 (49.4)

( )は 登記簿面積

## 3. 基本計画

## (1) 全体計画の概要

本地区に区画整理・用排水施設の整備・暗渠排水を施し、低コスト稲作経営と野菜等の効率栽培が可能となる。

## ア. 整地計画

現況は10a区画となっているため、現況を生かした経済的な区画(20a区画)を標準区画として整備を行う。

## イ. 道路計画

本地区には、収穫及び営農に用いる道路として、主に農区の長辺方向を通る道路を耕作道路として配置する。各ほ場へつながる耕作道路を接続する道路として、支線道路を計画する。

## ウ. 用水計画

本地区の用水源は、向小羽戸揚水機場、ため池(熊野堰)、講中揚水機場、部田揚水機場の4水源とする。ため池利用は、かんがい方式を「パイプライン」とすることから、フロート型取水工による取水を行う計画とする。水源からの配水は全てパイプラインとし、水管理の合理化を図る。

## エ. 排水計画

排水計画は、10年に1回程度発生する降雨の4時間雨量4時間排除の流出量で排水路を計画し、幹線排水路を経由して二級河川夷隅川に自然排水する。排水路護岸は、流水による洗掘崩壊防止及び土羽部の法面崩壊防止のため、1/2 確率護岸として計画する。

## オ. 暗渠排水計画

湿田状況を解消し耕地の汎用化に資するため、全ての水田に暗渠排水を施すものとする。

## カ. 環境との調和への配慮

本地区は、「勝浦市田園環境整備マスタープラン」における環境配慮区域に該当する。

環境との調和への配慮として、幹線排水路の一部を自然環境配慮型の水路とする。自然環境配慮型の工法として、幹線排水路の一部に「環境配慮型水路」を配置し、水生植物の生息の場を確保する。現況と同様の生息環境を作り出すのに優れているブロックマット護岸に設置することにより、魚類、小動物に対し自然に優しい配慮を行っている。

キ. 面積 (55.9)  
事業面積 54.5 ha

ク. 土地利用計画

計画 現況	水田	畑	輪換 耕地	小計	道路	水路	その他	非農用地	計	割合 (%)
水田	—	—	(41.4) 40.2	(41.4) 40.2	(4.6) 4.9	(4.2) 2.4	(0.2) 0.1	—	(50.4) 47.6	(90.2) 87.3
畑	—	(0.6) 0.3	—	(0.6) 0.3	— 0.7	— 0.2	—	—	(0.6) 1.2	(1.1) 2.2
輪換 耕地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	—	(0.6) 0.3	(41.4) 40.2	(42.0) 40.5	(4.6) 5.6	(4.2) 2.6	(0.2) 0.1	—	(51.0) 48.8	(91.3) 89.5
道路	—	—	—	—	(2.7) 2.6	—	—	—	(2.7) 2.6	(4.8) 4.8
水路	—	—	—	—	—	(1.9) 2.0	—	—	(1.9) 2.0	(3.4) 3.7
山林 原野等	—	—	— 0.8	— 0.8	—	—	—	(0.3) 0.3	(0.3) 1.1	(0.5) 2.0
非農用地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	(0.6) 0.3	(41.4) 41.0	(42.0) 41.3	(7.3) 8.2	(6.1) 4.6	(0.2) 0.1	(0.3) 0.3	(55.9) 54.5	(100.0) 100.0
割合 (%)	—	(1.1) 0.5	(74.1) 75.2	(75.2) 75.7	(13.0) 15.1	(10.9) 8.4	(0.4) 0.2	(0.5) 0.6	(100.0) 100.0	

※その他は、揚水機場用地

(2) 工区を設定する旨及びその理由

本地区は、一体的流動化を図るため、工事区及び換地区とも1工区とする。

#### 4. 工事の要領

##### (1) 非農用地区域以外の区域（農用地区域）に係る工事の概要

###### 主要工事計画

工種	工事概要	
整地工	( A= 42.0 ha (水田 41.4 ha、畑 0.6 ha) ) A= 41.3 ha (水田 41.0 ha、畑 0.3 ha) )	
道路工	支線道路 5.0/4.0 (敷砂利)	(1,016) L= 1,018 m
	耕作道路 4.0/3.0 (敷砂利)	(10,065) L= 11,550 m
	計	(11,081) L= 12,568 m
排水路工	(ブロックマット護岸)	(1,822)
	幹線排水路 B型柵渠、積ブロック護岸	L= 2,044 m
	支線排水路 B型柵水路 H600×B1400～H1200×B1800	(1,557) L= 1,781 m
	小排水路 U字溝 U-300～600	(8,269) L= 6,667 m
計	(11,648) L= 10,492 m	
用水路工	支線用水路 VU, VP φ75～φ300 揚水機場 3箇所	L= 12,187 m 水中ポンプ φ150×2台 水中ポンプ φ100×1台
暗渠排水工	(41.4) A= 41.0 ha 吸水渠 φ50mm (コルゲート樹脂管)	

##### (2) 非農用地の位置及び規模並びに工事の概要

単位：m<sup>2</sup>

種類	位置	面積	工事の概要
雑種地	勝浦市大楠地先	2,646	—
計		2,646	

##### (3) 工事の着手及び完了の予定時期

着手：令和2年度  
(令和9年度)

完了予定：令和11年度

5. 換地計画の要領

(1) 換地計画樹立の必要性

本地区の換地計画は、事業施行地域内の農用地の集団化、その他農業構造に資するよう定めるとともに、換地は従前の土地と照応するよう定めることを原則とする。

非農用地区域は、優良農地を確保・保全するために妥当な規模を超えない範囲で且つ適切な位置を定めて非農用地需要に応えるものとする。

(2) 換地計画樹立の基本方針

ア. 従前地の地積の基準

換地区	地 積 の 基 準
大楠地区	換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画の決定の日の全部事項証明書地積とする。 ただし、上記の日から1ヶ月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合には、その申し出のあった地積とする。

イ. 農用地集団化の方法

区分 換地区名	地帯別、グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	一戸当たり 目標団地数	区画畦畔の 取り扱い
大楠地区	集落別集団化	①換地は、原則として各人の従前の土地が最も密集した位置を中心として、おおむねその付近に定める。 ②農用地の集団化を図るため、一般地地帯の土地と特殊地地帯の土地又は特殊地地帯間の土地で明らかな条件差がある土地の入替えをする場合は、一般地と特殊地又は特殊地間を考慮して換地交付基準地積に対し、換地の地積を増減することができる。	おおむね 2 団地	移動畦畔
	地目別・作物別 集団化			

ウ. 非農用地の換地方針

単位：㎡

区分 換地区	種 類	非農用地区域の 位置の概略	面 積	換地の手法	換地の取得 予定者
大楠地区	雑種地	勝浦市大楠地先	2,646	特定用途用地 換地	個人
計			2,646		

エ. 清算の方法

1) 評価の方法 標準地比準方式

土地改良区の定款、諸規定等に基づく評価委員会が、地区内の従前地において農業的条件が最も優良な土地を標準地として選定し、この土地に比べて採点基準表により減点又は増点する方法で、従前の土地及び換地について一筆毎に評価する。

2) 清算の方法 比例地積清算方式

従前地評価総額と換地評価総額との差額（増加額）を従前地総地積で除した㎡当りの増加額を各人の従前地積に乗じた額に評価額を加えた換地交付基準額と換地価額との差額を徴収、交付する。

(3) 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係る地積

単位：ha

用途	機能交換用地				一般国・公有地	合計
	国有地	県有地	市有地	計		
道路	—	—	(2.7) 2.6	(2.7) 2.6		(2.7) 2.6
水路	—	—	(1.9) 2.0	(1.9) 2.0		(1.9) 2.0
合計	—	—	(4.6) 4.6	(4.6) 4.6		(4.6) 4.6

(4) 換地処分の特則に関する特則

大楠地区については、換地区の全部について区画整理工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第89条の2第10項で準用する同法第54条第2項ただし書きの規定により、すべての工事が完了する前に換地処分を行うことができる。

6. 費用の概算

	(1,390,000,000)	円
概算事業費	1,552,200,000	円
	(1,357,000,000)	円
内 訳 事業費	1,516,000,000	円
	(33,000,000)	円
事務費	36,200,000	円

ただし、上記事業費は、物価の変動による増減、又は、国の地区採択事業費の増減（施行地域の変更及び土地改良法施行規則第38条の2に規定する事項に係る事業費の増減の場合を除く。）により修正する場合もある。

7. 効 用

(1.16)

総費用総便益比＝ 1.07

単位：千円

食料安定供給の確保に関する効果	農業の持続的発展に関する効果	農村の振興に関する効果	多面的機能の発展に関する効果	その他効果	計
(72,434)	-	(550)	-	(19,531)	(92,515)
81,035	-	684	409	13,994	96,122

※その他効果は、国産農産物安定供給効果

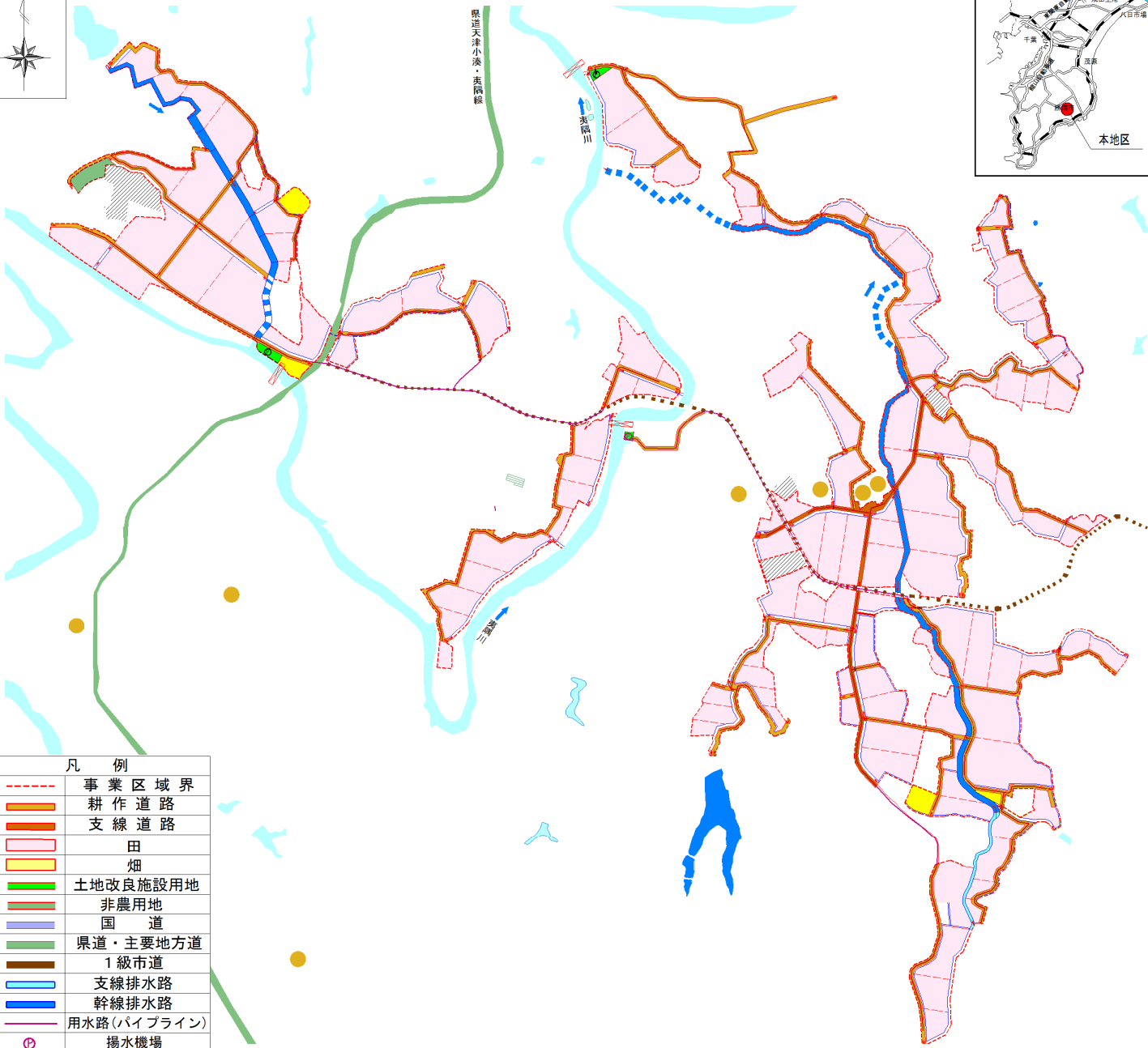
8. 他の事業との関連

関連事業名	事業種目	事業の概要
県営かんがい排水事業 勝浦地区	農業用排水施設	勝浦ダム1箇所 用水源基幹施設
基幹水利施設ストック マネジメント事業 勝浦ダム地区	農業用排水施設	用水源基幹施設

9. 計画概要図

次頁参照

# 計画一般平面図(変更前)

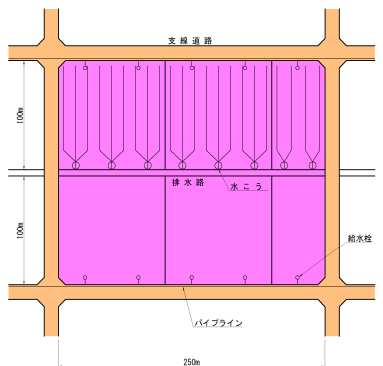


凡 例	
	事業区域界
	耕作道路
	支線道路
	田
	畑
	土地改良施設用地
	非農用地
	国道
	県道・主要地方道
	1級市道
	支線排水路
	幹線排水路
	用水路(パイプライン)
	揚水機場
	取水堰工

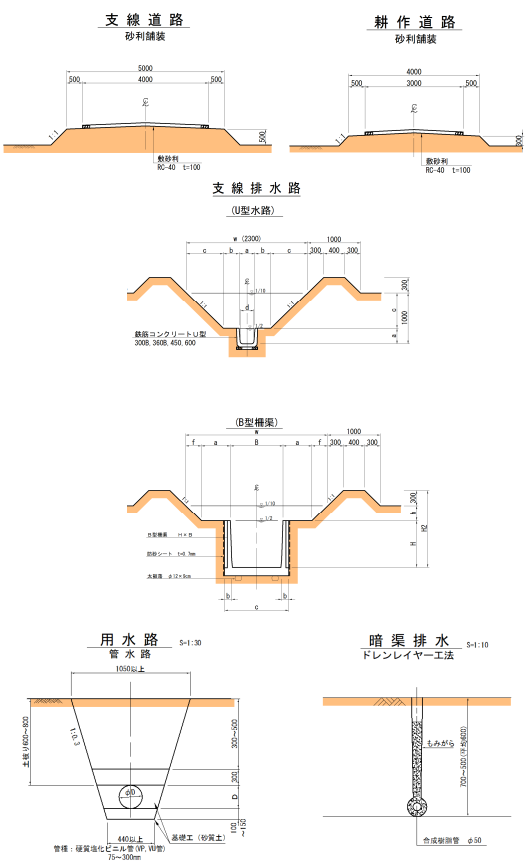
## 県内位置図



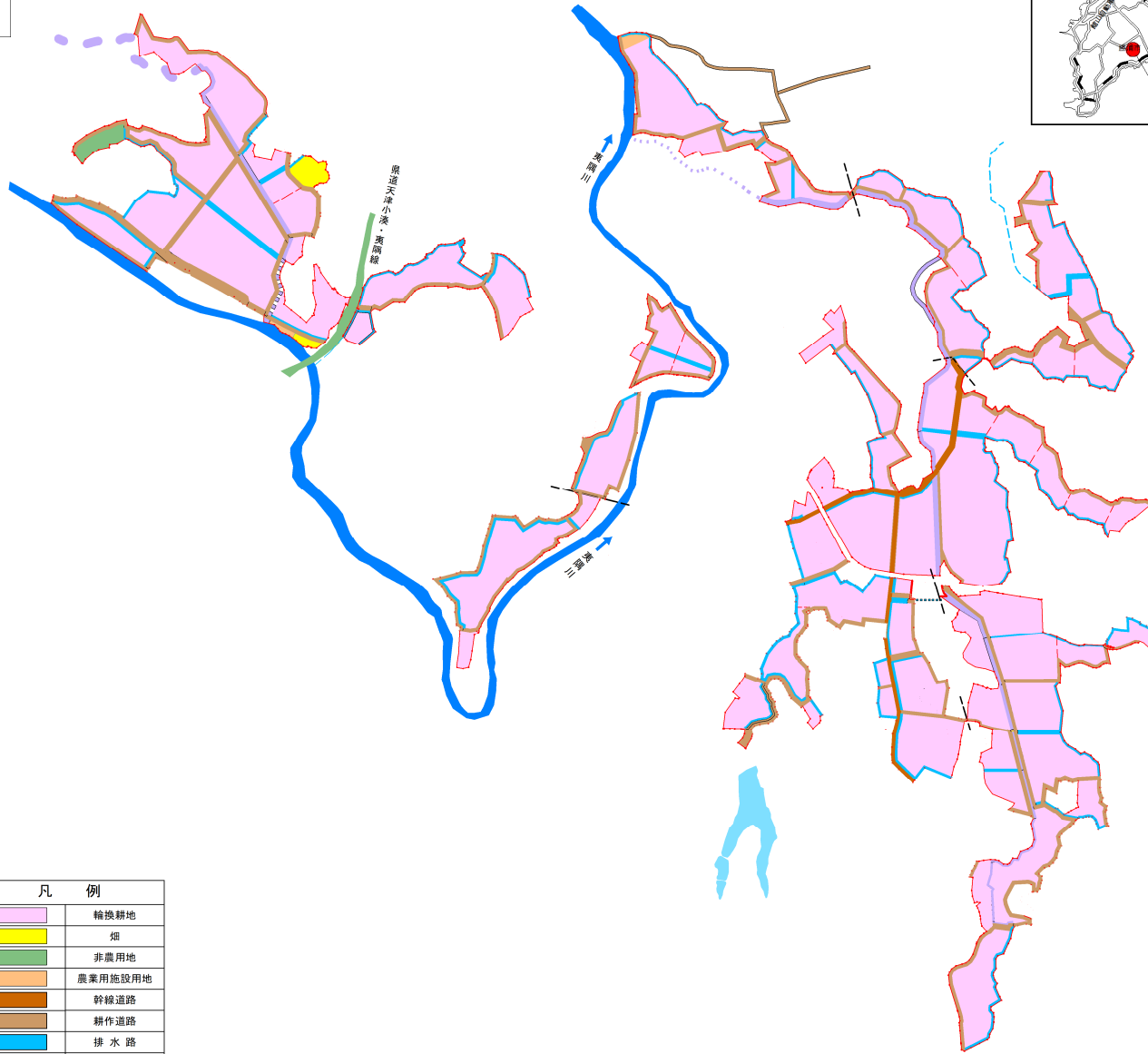
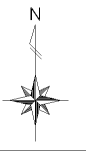
## 標準区画割図



## 標準構造図

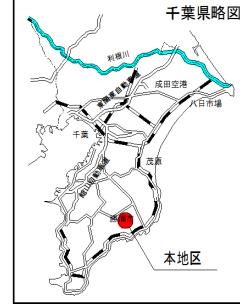


# 計画一般平面図(変更後)

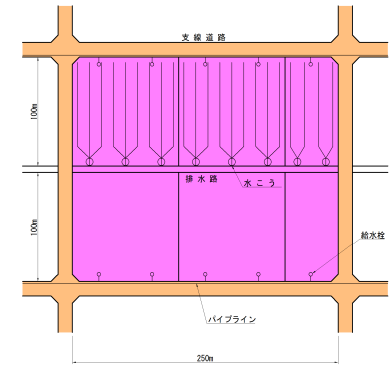


凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #FFC0CB; border: 1px solid black;"></span>	輪換耕地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span>	畑
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black;"></span>	非農用地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #FFDAB9; border: 1px solid black;"></span>	農業用施設用地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #FF8C00; border: 1px solid black;"></span>	幹線道路
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #D2691E; border: 1px solid black;"></span>	耕作道路
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #00BFFF; border: 1px solid black;"></span>	排水路
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #9370DB; border: 1px solid black;"></span>	河 川

## 県内位置図



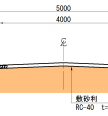
## 標準区画割図



## 標準構造図

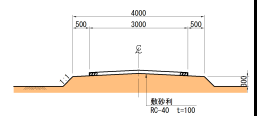
### 支線道路

砂利舗装



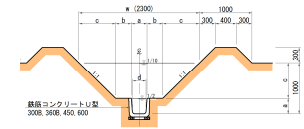
### 耕作道路

砂利舗装

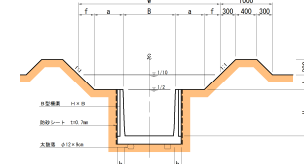


### 支線排水路

(U型水路)



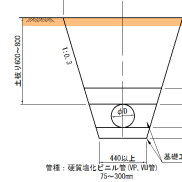
### (B型構築)



### 用水路

管水路

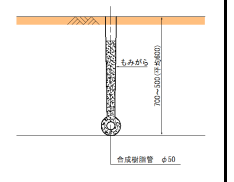
S=1:30



### 暗渠排水

ドレンレイヤー工法

S=1:10



# 変更後の県営大楠地区土地改良事業計画の概要

## 1 変更理由及び内容

### 変更理由

事業未同意者や地区境界未同意者の対応など、地元調整の結果、地区編入や地区除外を行う必要が生じたことから、一定地域を変更したい。

その他、一定地域の確定にあたり、地元調整に不測の日数を要したことから、事業完了年度を「令和 9年度」から「令和11年度」に変更したい。

## 2 事業量等変更内訳

### (1) 受益面積の変更

一定地域の変更に伴い、受益面積を 0.7ha の減とする。

	田 ( ha )	畑 ( ha )	計 ( ha )	備 考
変更前	41.4	0.6	42.0	
変更後	41.0	0.3	41.3	
増 減	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.7	1.7 %

### (2) 主要工事計画の変更

#### ア 整地工

一定地域の変更に伴い、整地工面積を 0.7ha の減とする。(事業量変更)

	整地工 (ha)	備 考
変更前	42.0	
変更後	41.3	
増 減	△ 0.7	1.7 %

#### イ 用水路工

変更なし

	用水路工 (km)	揚水機場 (箇所)	備 考
変更前	12.2	3	
変更後	12.2	3	
増 減	—	—	—

#### ウ 排水路工

一定地域の変更に伴い、排水路延長を 1.1kmの減とする。(事業量変更)

	排水路工 (km)	排水機場 (箇所)	備 考
変更前	11.6	—	
変更後	10.5	—	
増 減	△ 1.1	—	9.5 %

エ 道路工

一定地域の変更に伴い、道路延長を 1.5kmの増とする。（事業量変更）

	道路工 (km)	橋梁工 (箇所)	備 考
変更前	11.1	—	
変更後	12.6	—	
増 減	1.5	—	13.5 %

オ 暗渠排水工

一定地域の変更に伴い、暗渠排水工面積を 0.4haの減とする。（事業量変更）

	暗渠排水工 (ha)	補助暗渠工 (ha)	備 考
変更前	41.4	—	
変更後	41.0	—	
増 減	△ 0.4	—	1.0 %

3 事業費変更内訳

前記の理由により、159,000 千円の増となる。

	工事費 (千円)		増減	備考
	変更前	変更後		
整地工	99,000	171,800	72,800	73.5%
用水路工	369,000	410,800	41,800	11.3%
排水路工	424,000	430,600	6,600	1.6%
道路工	75,000	92,600	17,600	23.5%
暗渠排水工	90,000	98,000	8,000	8.9%
小計	1,057,000	1,203,800	146,800	13.9%
測量設計費等	300,000	312,200	12,200	4.1%
計	1,357,000	1,516,000	159,000	11.7%

$$\text{変動率} = \frac{\text{変更後事業費} - (\text{変更前確定事業費} + \text{自然増} + \text{積算方式} - \text{その他})}{\text{変更前確定事業費}} \times 100$$

$$= \frac{1,516,000 - (1,357,000 + 62,500 + 124,400 + 0)}{1,357,000} \times 100$$

$$= \triangle 2.1 \% < 10 \% \text{ 変更要件に該当なし}$$

(事業費は、地方事務費を含まないものとする。)

## 2. 当該土地改良施設の予定管理方法等

### 1. 土地改良施設の予定管理者

- ①住所 千葉県勝浦市新官1343-1 管理者名 勝浦市土地改良区
- ②住所 千葉県勝浦市新官1343-1 管理者名 勝浦市

### 2. 管理すべき施設の種類

管理者	名称	所在地	種類	構造	数量
① 勝浦市 土地改良区	用水路	勝浦市大楠	用水路	パイプラインφ75~300mm	12.2 km
	向小羽戸揚水機場	〃	揚水機場	水中ポンプφ150×22.0kw	1式
	講中揚水機場	〃	揚水機場	水中ポンプφ100×18.5kw	〃
	部田揚水機場	〃	揚水機場	水中ポンプφ150×22.0kw	〃
② 勝浦市	道 路	〃	道 路	砂利舗装	(11.1) 12.6 km
	排 水路	〃	排水路	ブロック護岸、 柵渠、U字溝	(11.6) 10.5 km

### 3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

ア. かんがい期間 水田 4月 1日～ 8月31日

イ. 計画用水量  $Q = (0.0795 \text{ m}^3/\text{s}) \quad 0.0793 \text{ m}^3/\text{s}$  (代掻期最大水量)

ウ. かんがい方式

パイプライン方式により各々の耕区に配水する。なお、用水管理については勝浦市土地改良区 利水調整規程による。

エ. 用水施設別 揚水量

向小羽戸揚水機場  $Q = (0.0276 \text{ m}^3/\text{s}) \quad 0.0257 \text{ m}^3/\text{s}$

講中揚水機場  $Q = (0.0246 \text{ m}^3/\text{s}) \quad 0.0247 \text{ m}^3/\text{s}$

部田揚水機場  $Q = (0.0273 \text{ m}^3/\text{s}) \quad 0.0289 \text{ m}^3/\text{s}$

オ. 計画基準雨量  $R_{10} = 219.9 \text{ mm}/\text{日}$  (1/10確率日雨量)

カ. 計画排水量

幹線排水量  $q = 4.280 \text{ m}^3/\text{s}/\text{km}^2$  (合理式)

支線・小排水路  $q = 4.280 \text{ m}^3/\text{s}/\text{km}^2$  (4時間雨量4時間排除)

#### 4. 管理に要する費用の概算及びその負担の方法

ア. 維持管理費 年間 (約 3,066,000 円)  
約 4,312,000 円

#### イ. 負担方法

勝浦市土地改良区が管理する施設については、協定に基づき使用者が負担する。  
勝浦市が管理する施設については、勝浦市が負担する。

#### 5. その他管理方法に関する基本的事項

勝浦市土地改良区が管理する施設については、勝浦市土地改良区の定款・規約・維持管理計画書及び規定等の定めるところに従い、管理する。

勝浦市が管理する施設については、条例等に基づき管理する。

3. 当該土地改良施設の施行に係る  
地域を記載した書面

市 町 村	大 字	字	000-0 --除外						<u>000-0</u> --編入			
			地						番			
勝浦市	大楠	榎谷	13									
		東海老根	92	93	94	95	96	97	98			
			100	101-1	101-2	102	104	<del>126</del>	<del>128</del>			
					129							
				西海老根	130	131	161-1	162	163	164	165	
				上海老根	184	185	191-3	193-1	193-3	<del>195</del>	196-1	
					196-2	197	198	<del>199</del>	201	204	206	
					<del>210-1</del>	215	216	217	218	219	220	
					221-1	221-2	222					
				清水田	230	<del>231</del>	232	234	235	236	237	
					238	250-1	251-1	251-2	252	255	256	
					258	259-1	259-3	260・261合併		262	263	
					264	265-1	265-2	266	267	270	271-1	
					271-2	272	273-1	273-2	274			
				下海老根	275	276	277	278	279	280	281-1	
					282-1	282-2	283	284	285-1	285-2	286-1	
					287-1	288	289	291	292	<del>293</del>	303	
					306-2	306-3	307-1	310	311	312-1	<del>321-2</del>	
					<del>321-3</del>	<del>321-5</del>	323	327	335	336	<del>339</del>	
					340	341						
				鶴舞	342	343	344	345	346	347	348	
					349-1	349-2	350	351	352	353	354	
					355	356	357	358	359-1			
				大田谷	376-1	<del>384-1</del>	385	<del>388</del>	<del>389</del>	<del>390</del>		
				吉田	433-2	435-1	435-2	436	437	438	439	
					440	441	442-1	443-1	443-2	444-2	446-2	
					446-3	450	451	452	453	454-1	454-2	
					454-3	454-5	455-1	455-2	456-1	456-2	457-1	
					457-2	457-3	457-4	<b>457-7</b>	459-1	460	461-1	
					463	464	465	466	467	468-1	468-2	
					469	470-1	470-2	471	472	473	474	
		久保	475	480-1	480-2	481	482	483-1	483-2			
			483-3	487	488	489	491-1	491-2	492-1			
			493-1	493-2	493-8	493-9	494-1	<b>494-16</b>	494-19			
			494-20	494-21	496-2	499	500	502	503			
			504	505	506	507	510	511	512			
			513-1									

市 町 村	大 字	字	地 番	
勝浦市	大楠	堀込	516-1 517 519 520-1 521-1 522-2 522-3	
			<del>523-2</del> 526-1 527-1 528-1 528-2 <del>528-3</del> <del>528-4</del>	
			529-1 529-2 <b>530-1</b> 532-1 <del>532-2</del> 532-3 <del>532-4</del>	
			536-1 536-2 <b>537-1</b> 537-3	
		谷前	547-1 547-2 548 549 551 552 553	
			554 555 556 557 558 559 560	
			561 563 564-1 564-2 566 567-1 568	
			569 570 571 <del>575</del> 576 577 <del>578</del>	
			594 595 602 603-1 603-2 604	
			629-2	
		台山	629-2	
		下ツ原	854-2 861-1 <del>861-2</del> 861-3 863-2 864 865	
		狐尻	914-8 <del>914-9</del>	
		部田ノ下	936 937 938 939 940 941 942	
			943 944 945 946 947 948 949	
			950 951 952 953 954 955 956	
			957 958-1 958-2 959 960 961 962	
			963 964 965 966 967 968 969	
			<del>970</del> <del>972</del> <del>975</del> 976 977 978 979	
			983 984 988 989 995 996 997	
			998 999 1000 1001 1002 1004 1005	
			1006 1007 1009-1 1010-1 1010-3 1011	
			古堰	1012-1
			前ノ原	1140 1141 1143 1144 1145 1146-1 1146-2
		1146-3 1146-4 1147-1 1147-2 1148 1149 1150		
		1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157		
		1163 1164・1169-2合併 1165 1166 1167 1168		
		1174・1175-1合併 1176 1177-1 1177-2		
		榎戸		1180-1 1180-2 1181 1183-1 1183-2 1184-1 1184-2
		1185-1 1185-2 1186-1 1186-2 1187-1 1187-2		
		1188・1189-2合併1 1188・1189-2合併2 1188・1189-2合併3 1189-1		
1189-2 1190-1 1190-2 1201-1 1201-2				
1202-2・1206・1207・1208合併 1203-2 1204-1 1204-2				
1204-3 1205-1 1205-2 1209-1 1209-2 <b>1209-3</b>				
1210・1211合併 1212-1 1212-2 1218-1 1219-3 1220-3				
下榎戸	1245 1246 1247 1248 1249 1250 1251			
	1252 1253-1 1253-2 1254 1255 1266 1267			
	1268-1 1268-2 1269-1 1269-2 1269-3 1270 1275			
	1276 1277 1278 1279 1280 1281-1 1281-2			
	1282-1 1282-2			
蔵ノ後	1339 1340-1 <del>1340-2</del> 1341-1 <del>1341-2</del>			
備串	1438 1439 1441 1442 1448 1449 1450			
	<b>1451-1</b> 1451-2 <b>1452</b> <b>1453</b> 1458 1459 1460			
		1461-1 1461-2 1462		



#### 4. 当該土地改良事業の事業費の負担 区分の予定を記載した書面

(1) 事業費の負担区分の予定

(金額単位：千円)

補助申請予定 事業名	区分	国庫補助金	県費負担金	市町村負担金	賦課金	計
農地整備事業 (中山間地域型)	工事費	55%	30%	10%	5%	
		(728,200)	(397,200)	(132,400)	(66,200)	(1,324,000)
		813,890	443,940	147,980	73,990	1,479,800
	工事雑費	0%	85%	10%	5%	
		—	(28,050)	(3,300)	(1,650)	(33,000)
		—	30,770	3,620	1,810	36,200
	事務費	0%	85%	10%	5%	
		—	(28,050)	(3,300)	(1,650)	(33,000)
		—	30,770	3,620	1,810	36,200
	計		(728,200)	(453,300)	(139,000)	(69,500)
		813,890	505,480	155,220	77,610	1,552,200

## 5. 土地改良法第91条の規定による分担金等の納入方法及び負担基準の予定を記載した書面

### 1. 土地改良区ルートの場合

#### (1) 分担金の納入方法の予定

土地改良法第91条第4項の規定に基づき、「県営土地改良事業分担金等徴収条例」の定めるところに従い、勝浦市土地改良区が組合員に代えて分担金を負担する。

勝浦市土地改良区は、定款の定めるところに従い、分担金に相当する金銭をこの土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき同法第3条資格者から賦課金として賦課徴収する。

#### (2) 分担金の負担基準の予定

地積割に賦課する。

### 2. 市町村負担の場合

#### (1) 分担金の納入方法の予定

土地改良法第91条第6項の規定に基づき、「県営土地改良事業分担金等徴収条例」の定めるところに従い、勝浦市が分担金の一部を負担する。

## 6. 特別徴収金に関する事項を記載した書面

県営大楠地区土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき、土地改良法(以下「法」という。)第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該県営土地改良事業の計画において、予定する用途以外の用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をし、または、自ら目的外用途に供した(当該土地を目的外用途に供するため、所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)ことに伴い、千葉県条例に定めるところにより、特別徴収金を勝浦市土地改良区が県に納付しなければならないことになった場合には、これにあてるため、その徴収の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。